

(写)

高第353号  
令和4年6月29日

岐阜県老人福祉施設協議会長  
岐阜県グループホーム協議会長 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金について（通知）

平素より介護予防事業の円滑な推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金につきまして、別添交付要綱及び交付要領のとおり実施します。

交付要領に定められたとおり、補助金申請や実績報告の手続きは各認知症カフェ設置団体と岐阜県高齢福祉課の間で行いますが、認知症カフェ開設にあたって、事前に当該団体の所在する市町村へ情報提供することを条件としておりますのでご承知おきください。

なお、新たな認知症カフェの開設・運営にあたっては、下記の参考文書に御留意いただきますようお願いいたします。

また、貴会員への周知をよろしく願いいたします。

記

- 1 送付文書 「岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱」  
「岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要領」
- 2 参考文書 「コロナ社会を生き抜く行動指針」  
「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について（その2）」
- 3 提出書類 交付要領に定める別記様式（事前申請に係る書類）
- 4 提出期限 令和4年8月10日（水）  
※交付申請書等の期限は事前申請のあった団体に別途案内します。
- 5 提出先 岐阜県健康福祉部高齢福祉課介護保険者係 熊崎宛て
- 6 その他 予算に限りがあるため多数の申請があった場合は、申請を受け付けられない場合がありますので、ご了承ください。

|                      |                                |    |    |
|----------------------|--------------------------------|----|----|
| 岐阜県健康福祉部高齢福祉課 介護保険者係 |                                |    |    |
| 係長                   | 河合                             | 担当 | 熊崎 |
| TEL                  | 058-272-1111（内2599）            |    |    |
| FAX                  | 058-278-2639                   |    |    |
| E-mail               | kumazaki-saeko@pref.gifu.lg.jp |    |    |